

平成 23 年 10 月 13 日

フタル酸エステルの検査³⁾ (ST 基準)

おもちゃ ¹⁾ の種類	食品衛生法施行規則第 78 条に示されている 「指定おもちゃ」			「指定おもちゃ」以外	
				乳幼児が口に接触 することを本質と するおもちゃ	乳幼児が口に接触 することを本質と しないおもちゃ
対象部分	乳幼児が口に接触することを 本質とするおもちゃ ⁴⁾		左記以外のおもちゃの 可塑化された材料 ²⁾ か らなる部分	ポリ塩化ビニルを主成分とする 合成樹脂からなる部分	
	口に接触する ことを本質と する部分	口に接触する ことを本質と しない部分			
対象項目	DBP ⁵⁾ DEHP BBP DINP DIDP DNOP	DBP DEHP BBP DINP (PVC に限る)	DBP DEHP BBP	DEHP DINP	DEHP
規格値	それぞれのフタル酸エステルごとに 0.1%以下				

- 1) おもちゃ：6 才未満の子供を対象とするおもちゃ
- 2) 可塑化された材料：可塑剤（樹脂に対して、柔軟性を与えるために、樹脂の分子鎖間に入り込むように配合される添加剤）が使用された材料。
- 3) ポリ塩化ビニル、ポリウレタンおよびゴムを主成分とする材料については可塑剤使用の有無にかかわらず検査が必要。その他の材料については、上表の規制フタル酸エステルが使用されていないことを明示できる場合は検査不要。
- 4) 上表の規定にかかわらず、おしゃぶり、歯固めにはポリ塩化ビニルを含有する合成樹脂を原材料として使用してはならない
- 5) フタル酸エステルの略号とフルネーム
 DBP（フタル酸ジブチル）
 DEHP（フタル酸ビス（2-エチルヘキシル））
 BBP（フタル酸ベンジルブチル）
 DINP（フタル酸ジイソノニル）
 DIDP（フタル酸ジイソデシル）
 DNOP（フタル酸ジ-n-オクチル）